

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	農業生産法人の要件緩和
提案者	養父市、新潟市（区域計画素案） 秋田県、秋田県仙北市、岡山県、非公表

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	農地法第2条3項

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化等を図り経営を発展させようとする法人が、農業生産法人として農地を所有しつつ事業を行おうとする際は、関係自治体による担保措置を設けることを条件に、農業生産法人の出資・事業要件を緩和する。 ・ 農業生産法人に係る農業の売上高を過半とする事業要件を緩和する。 ・ 農業生産法人における役員要件として、農業に従事する理事等の常時従事日数150日/年以上を緩和（例：50日/年以上）する。
提案に対する回答	<p>企業の農業参入については、平成21年農地法改正でリース方式での参入は全面的に自由化され、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況にある。</p> <p>一方、農業生産法人（農地を所有できる法人）については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日改訂）等に基づき、担い手である農業生産法人の経営の発展に資する観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現場の懸念がない範囲で農業生産法人の6次産業化等経営を発展させやすくする観点から、役員の農作業従事要件や構成員要件（出資比率）の見直しを行う一方、 ② 更なる農業生産法人要件の緩和については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する、 <p>との方針が決定しているところである。</p>

【関係法令抜粋】

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

（定義）

第二条

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。）であること。

二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの）、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの）に限る。）。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実に認められる個人を含む。）

ニ その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実に認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

ホ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行つている個人

ヘ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）

ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

4 法人の構成員につき常時従事者であるかどうかを判定すべき基準は、農林水産省令で定める。